

入札公告

平成31年 4月 9日

次のとおり一般競争入札に付します。

地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 影本 正之

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 平成31年度 一般薬品（共通）臨時2
〔アルブミン-ベーリング20%静注10.0g/50mL 外37件 〕
- (2) 品名及び予定数量 配布資料による。
- (3) 規 格 等 配布資料による。
- (4) 契 約 期 間 令和元年5月1日から令和2年3月31日まで
- (5) 納 入 場 所 配布資料による。
- (6) 入 札 方 法 一般競争入札（開札前に入札参加資格の有無を確認）

ア 入札金額は、単価（整数）を記載すること。

イ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（消費税等の税率の引上げに伴い、新しい税率が適用される場合については、契約締結後、後日、税率の引上げに伴う変更契約を締結する。）

2 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しないこと。
- (2) 地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）又は広島市の競争入札参加資格「平成29・30・31年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「物品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「07-01 医療用薬品」に登録されている者であること。
- (3) 公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、営業停止処分、病院機構の指名停止措置若しくは広島市の指名停止措置又は病院機構若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 本市の区域内に本店、支店、営業所等を有する者であること。
- (5) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、参加資格を確認された者であること。
- (6) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 医薬品卸売販売業の許可を得ていること。
- (8) 病院機構の契約に関して次のいずれにも該当しない者であること。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、

- 若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が履行することを妨げた者
- エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を締結しなかった者又は契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでに該当する者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者

3 開札日時及び場所等

(1) 日時 平成31年 4月22日(月) 午前8時30分

(2) 場所 〒730-0037

広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ5階

地方独立行政法人 広島市立病院機構 本部事務局 契約課

電話 082-569-7836

(3) 配布資料の交付場所・仕様書の問い合わせ先

前記(2)に同じ

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出方法等

この一般競争入札について参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書並びに前記2(6)(7)に掲げる事項について証明する書類を、次により提出しなければならない。

また、病院機構から当該書類に関し説明を求められた場合、これに応じなければならない。

ア 提出方法

持参又は郵送(配達証明書付書留郵便に限る。また後記の提出期限までに必着のこと。)に限る。

イ 提出期限

平成31年 4月16日(火) 午後5時まで

ウ 提出場所

前記(2)に同じ。

(5) 入札書の提出方法等

ア 提出方法

持参又は郵送(配達証明書付書留郵便に限る。また後記の提出期限までに必着のこと。)に限る。

イ 提出期限

平成31年 4月19日(金) 午後5時まで

ウ 提出場所

前記(2)に同じ。

(6) 入札回数

入札回数は、1回限りとする。

4 その他

(1) 入札の無効

本件公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他病院機構契約規程(以下「契約規程」という。)第6条に掲げる入札書は無効とする。

(2) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入できると病院機構が判断した入札者であって、契約規程第7条及び第8条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行っ

た者（入札金額が同額の者が2者以上ある場合は、くじ引きにより決定する。）を落札者とする。ただし、予定価格の制限の範囲外の最低価格者とは品目ごとに1度だけ価格交渉できるものとする。その際、予定価格の制限の範囲内の価格となった場合は、1回目の入札と同等に取り扱うものとする。

(3) 契約金額

落札者の入札金額に100分の8に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。（消費税等の税率の引上げに伴い、新しい税率が適用される場合については、契約締結後、後日、税率の引上げに伴う変更契約を締結する。）

(4) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日に支払予定総額（契約単価に予定数量を乗じた額の総額。以下同じ。）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約規程第28条第1項第1号又は第3号に規定する契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(5) 契約書の作成

ア 落札者は、病院機構と契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アによる契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

また、落札決定を取り消された者は、損害賠償金として支払予定総額の100分の5に相当する額を病院機構に支払わなければならない。

ウ 契約書は2通作成し、病院機構及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約書の様式は交付する。

オ 本契約は、病院機構が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

(6) 特約事項

必要な特約事項については、病院機構の契約書等に明示するが、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わない。